明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四四）　一
〔告示〕
○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産一九八五）　二
○特殊肥料等の指定の一部を改正する件（同一九八六）　四
○肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件（同一九八七）
○肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（同一九八八）
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十四年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○農林水産省令第四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第六条第一項第六号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第一項の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

第二条の二中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　熔成汚泥灰けい酸りん肥

別記様式第十号㈠の備考の2中「輸入した年月を」を「生産した年月又は輸入した年月を」に、「「輸入した年月」を「生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十号㈡の備考の2中「輸入した年月を」を「生産した年月又は輸入した年月を」に、「「輸入した年月」を「生産した年月」若しくは「輸入した年月」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十号㈢の備考の2中「輸入した年月を」を「生産した年月又は輸入した年月を」に、「「輸入した年月」を「生産した年月」若しくは「輸入した年月」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号㈠の備考2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号㈡の備考2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。